

埼玉工業大学の研究不正対応に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉工業大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、埼玉工業大学研究倫理規程第2条及び第9条の2に定めるところによる。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、研究者としての誇りと使命を自覚し、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為に関与しないことは勿論、崇高な倫理観をもって研究活動の透明性と説明責任を確保しなければならないものとする。また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 指導的立場に立つ研究者等は、若手研究者及び学生等に対して常に研究活動の本質及びそれに基づく研究作法や研究者倫理に関する事項を的確に指導し、研究活動に対する社会的信頼を堅持しなければならない。

3 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

4 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験記録、観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間（研究分野、研究内容等に応じた適切な期間かつ研究終了から5年間を超える期間）適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

5 その他研究者等にとって必要な事項は「学校法人智香寺学園埼玉工業大学教職員行動規範」により、別に定める。

第2章 不正防止のための体制

(総括責任者)

第4条 副学長を統括管理責任者とする不正防止計画推進委員会により、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関して大学全体を統括する権限と責任のもとに、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

(研究倫理委員会委員長)

第4条の2 研究倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）の委員長（以下「委員長」という。）は、埼玉工業大学研究倫理委員会規程（以下「倫理委員会規程」という。）第4条各号に定める職務を推進するために適切な措置を講じるものとする。

(部局責任者)

第5条 部局の長は、当該部局における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第6条 最高管理責任者(学長)は、部局等における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置くものとする。

2 研究倫理教育責任者は、当該部局に所属する研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

3 学部生に対し、修業年限時に研究倫理教育に関する教育を行うものとする。

(研究活動に関する相談窓口)

第7条 本学における研究活動の「事務処理手続き及び研究費の使用ルール等に関する相談窓口」を、別紙1(研究活動に関する相談窓口)に記載する。

(倫理委員会の職務)

第8条 (削除)

第3章 告発の受付

(告発の受付窓口)

第9条 告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、研究支援課に受付窓口を置くものとし、別紙2(研究活動不正行為の告発窓口)に記載する。

(告発の受付体制)

第10条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。

2 告発は、原則として、顕名通報により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていないなければならない。

3 第1項の申立ては、原則として当該申立てに係る事実の発生日から起算して5年以内に行わなければならない。また、不正とする科学的な合理性のある理由を提示しなければならない。

4 窓口の責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、委員長と協議のうえ、これを受け付けることができる。

5 告発窓口は、告発を受け付けたときは、速やかに、学長及び委員長に報告するものとする。学長は、当該告発に関係する部局の長等に、その内容を通知するものとする。

6 告発窓口は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。

7 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合(研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏

名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。)は、委員長は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

(告発の相談)

第11条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。

2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。

3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、相談窓口は、学長及び委員長に報告するものとする。

4 前項の報告があったときは、学長又は委員長は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に係る者に対して警告を行うものとする。

(告発窓口の職員の義務)

第12条 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。

2 告発窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

3 前2項は、告発の相談についても準用する。

第4章 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

第13条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

2 学長及び委員長は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

3 学長又は委員長は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

4 学長、委員長又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

第14条 部局の責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差

別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 埼玉工業大学に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 学長は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、関係諸規程に従って、その者に対して処分を課することができる。
- 4 学長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

- 第15条 埼玉工業大学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 学長は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、関係諸規程に従って、その者に対して処分を課することができる。
 - 3 学長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

- 第16条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。
- 2 学長は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
 - 3 学長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

第5章 事案の調査

(予備調査の実施)

- 第17条 第10条に基づく告発があった場合又は委員長がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、委員長は予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。なお、告発が研究費不正（運営や管理等を含む。）に関する内容の場合には研究活動コンプライアンス推進委員会の取り扱い案件となるため、直ちにコンプライアンス最高管理責任者（学長）に報告しなければならない。
- 2 予備調査委員会は、統率者1名を含む3名の委員によって構成するものとし、委員長が倫理委員会の議を経て指名する。
 - 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。

- 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

第18条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査実施の決定等)

第19条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を倫理委員会に報告する。

- 2 倫理委員会は、予備調査結果を踏まえ協議のうえ、不正行為の可能性が認められた場合には、直ちに本調査の実施を決定する。
- 3 倫理委員会は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知して本調査への協力を求め、予備調査委員会を解散する。
- 4 倫理委員会は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 5 倫理委員会は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費等の配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(調査委員会の設置)

第20条 倫理委員会は、その議決により本調査を実施することを決定したときは、同時に調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会の委員は、その半数以上が埼玉工業大学に属さない者、且つ告発者又は被告発者と直接の利害関係を有しない外部有識者でなければならない。
- 3 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- | | |
|--------------------------------|-----|
| (1) (削除) 委員長又は委員長が指名した倫理委員会の委員 | 3名 |
| (2) 委員長が倫理委員会の議を経て指名した有識者 | 2名 |
| (3) 法律の知識を有する外部有識者 | 1名 |
| (4) 必要に応じ、倫理委員会が必要と認めた者 | 若干名 |

- 4 調査委員会は、倫理委員会が本調査又は再調査の決議結果を学長及び調査対象者に報告した後に解散する。

(調査委員会の職務)

第20条の2 調査委員会の職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 調査対象となる事案に関する資料、情報及びデータ等の精査
- (2) 申し立てをした者(以下「申立者」という。)、調査対象者及びその他の関係者か

らの事情聴取

- (3) 研究活動に関して、不正の有無と不正の内容、不正関与者と関与内容及び不正使用相当額等についての調査
- (4) 不正行為の認定に対して不服申立てがなされた場合の再調査
- (5) その他調査委員会が必要と認めた調査
- (6) 倫理委員会に対する調査結果の報告

(調査委員会の運営)

第20条の3 調査委員会の統率は、委員長が構成員であるときは委員長により、委員長が構成員にならないときは調査委員会委員となった倫理委員会委員の互選により選任された委員が行う。

2 調査委員会は、次に掲げる事項について記録しなければならない。

- (1) 調査委員会開催（活動）の日時及び場所
- (2) 出席した調査委員会委員の氏名
- (3) 議事・調査行動の概要
- (4) 前3号に掲げるもののほか、調査委員会の経過に関する事項

(本調査の通知)

第21条 倫理委員会は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者が、倫理委員会に対し調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる期間は、当該通知を受けた日から起算して7日以内とし、申し立ては書面により行うものとする。

3 倫理委員会は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第22条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。

2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。

3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験記録、観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。

4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。

5 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。

6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に係る者は、調査が円滑に実施で

きるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第23条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第24条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が埼玉工業大学でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第25条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関等に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第26条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第27条 本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとり行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第22条第5項の定める保障を与えなければならない。

第6章 不正行為等の認定

(認定の手続)

第28条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して210日以内に調査した内容をまとめ、その報告を受けた倫理委員会は、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者における当該論文等と当該研究における役割及びその他必要な事項を認定する。

- 2 前項に掲げる期間につき、合理的な理由により210日以内に認定を行うことができない場合には、その理由及び認定する予定日を付して学長に申し出を行い、承認を得なくてはならない。
- 3 倫理委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて「告発が悪意に基づくものである」と判断したときには、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 倫理委員会は、第1項及び3項に定める事項が認定されたときは、直ちに、学長に報告しなければならない。

(認定の方法)

第29条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的証拠、科学的証拠、証言及び被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの判断を行い、倫理委員会はこれを参考として認定を行うものとする。

- 2 倫理委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠とする不正行為の認定を行ってはならない。
- 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と判断するものとし、倫理委員会は不正行為と認定することができる。これは、保存義務期間の範囲に属する生データ、実験記録、観察ノート、実験試料、実験試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第30条 学長は、速やかに、調査結果（認定を含む）を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が埼玉工業大学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

- 2 学長は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。
- 3 学長は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が埼玉工業大学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第31条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して10日以内に、倫理委員会に対し不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、前項の例により、不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は、倫理委員会が行う。学長は、新たに専門性を要する判断が必要と

なる場合は、倫理委員会委員の交代若しくは追加、又は倫理委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、倫理委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

- 4 前項に定める新たな倫理委員会委員は、倫理委員会規程第5条第1項に定めるところにより指名する。
- 5 倫理委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと倫理委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 6 倫理委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 7 学長は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

- 第32条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに倫理委員会及び学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
 - 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを判断して直ちに倫理委員会に報告する。倫理委員会は調査結果を覆すか否かを決定して直ちに結果を学長に報告する。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。
 - 4 学長は、第2項又は第3項の報告に基づき、速やかに、再調査手続の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が埼玉工業大学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

- 第33条 学長は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。

- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名、所属、研究活動上の不正行為の内容、埼玉工業大学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名と所属及び調査の方法と手順等を含むものとする。
- 3 前項にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名及び所属を公表しないことができる。
- 4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合のほか、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合には、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書き後半の理由により公表する内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名と所属、調査委員会委員の氏名と所属及び調査の方法と手順等を含むものとする。
- 6 学長は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名と所属、悪意に基づく告発であると認定した理由、調査委員会委員の氏名と所属及び調査の方法と手順等を公表する。

第7章 措置（削除）

（本調査中における一時的措置）

- 第34条 学長は、本調査を行うことを決定したときから調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。
- 2 学長は、資金配分機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

（研究費の使用中止）

- 第35条 学長は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

（論文等の取下げ等の勧告）

- 第36条 学長は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。
- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を学長に行わなければならない。
 - 3 学長は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第37条 学長は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際して行った研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 学長は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

第8章 資金配分機関指示の調査対応

(資金配分機関からの協力要請)

第38条 本学は、資金配分機関から研究資金の不正に関する報告及び調査への協力等の依頼を受けたときは、適切な調査の実施によって速やかに事案全容が解明され調査が完了するよう、調査方針、調査対象及び調査方法等について資金配分機関に報告し協議を行わなければならない。

2 本学は、資金配分機関が求める研究資金の不正事案に係る資料の閲覧又は提出並びに現地調査実施への対応について、調査に支障があるなど正当な理由がある場合を除き、その要請に応じなければならない。

(報告書の提出)

第39条 前条第1項により実施した調査は、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理・監査の状況及び再発防止計画等を含む最終報告書を、告発等の受付から210日以内に資金配分機関に提出しなければならない。

2 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認されたときは速やかに認定を行って資金配分機関に報告するものとし、期限までに調査が完了しない場合であっても中間報告を資金配分機関に提出しなければならない。

(研究の停止等)

第40条 調査によって不正の一部でも認定した際に、資金配分機関から次の指示を受けたときは、不正を行った研究者が関わる研究資金に対し直ちに対応しなければならない。

- (1) 研究資金の採択又は配分決定の保留
- (2) 研究資金の配分停止
- (3) 当該研究機関に対する執行停止

(研究資金の返還)

第41条 資金配分機関が不正認定した最終報告書を確認し、資金配分の決定取消し等が行われた場合には、資金配分機関からの求めに応じて研究資金の一部又は全部の返還を行わなければならない。

第9章 処分・是正措置、その他

(処分)

第42条 学長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令、就業規程その他関係諸規程に従って、処分を課すものとする。

2 学長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第43条 倫理委員会は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、学長に対し、速やかに是正措置、再発防止措置及びその他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとることを勧告するものとする。

2 学長は、前項の勧告に基づき、関係する部局の責任者に対し、是正措置等をとることを命ずる。また、必要に応じて、埼玉工業大学全体における是正措置等をとるものとする。

3 学長は、前項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関並びに文部科学省及びその他の関係省庁に対して報告するものとする。

(事務)

第44条 研究不正に関する事項については研究支援課が担当する。

(規程の改廃)

第45条 この規程の改廃は、学内理事会が決定する。

附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和6年4月26日から施行する。

附 則 この規程は、令和7年10月8日から施行する。

別紙 1（第 7 条関係）

研究活動に関する相談窓口

埼玉工業大学における研究活動の「事務処理手続き・使用ルール等に関する相談窓口」を以下のように設置しております。

◎ 相談窓口：研究支援課（担当者に相談ください。）

電 話：048-585-6895（ダイヤルイン）

FAX：048-585-6896

- 共同研究又は受託研究費に関する事
- 科学研究費補助金に関する事
- 戦略的研究基盤形成支援事業に関する事
- 府省等外部公的研究資金に関する事
- その他学外研究費に関する事

◎ 相談窓口：法人本部管財課

電 話：048-585-6809（ダイヤルイン）

FAX：048-585-6892

- 教育研究費全般に関する事

別紙 2（第 9 条関係）

研究活動の不正行為にかかわる通報について

埼玉工業大学における学術研究活動に関する不正行為に係る調査等のため、「研究活動に関する不正行為の申立窓口」を設置しております。申し立て等の受付窓口及び留意事項等は、以下のとおりです。

【申立窓口】

住 所 : 〒 3 6 9 - 0 2 9 3

埼玉県深谷市普済寺 1 6 9 0 番地

埼玉工業大学研究支援課

電 話 : 0 4 8 - 5 8 5 - 6 8 9 5（ダイヤルイン）

F A X : 0 4 8 - 5 8 5 - 6 8 9 6

e-mail : kyouiku@sit.ac.jp

※ 電話による受付時間は、平日 9 時 0 0 分 ～ 1 6 時 0 0 分です。

【留意事項】

申し立て等を受付ける際には、告発者の氏名と連絡先、不正を行ったとする研究者・そのグループ、不正行為の態様、不正と考える科学的根拠、使用された公的（競争的）資金等について確認させていただくとともに、調査にあたり告発者に協力を求める場合があります。（原則として、匿名の場合には受け付けを行っておりません。）

【申立書】

申立の際は、窓口を用意してある所定の申立書をご使用ください。